

入館料減免制度に関するお取扱いのご案内

舞子公園管理事務所

舞子公園の各施設入館料減免制度は、減免を申請する場合、受付時に各利用者が、必要書類を提示することで減免等を行っています。多数で入館される場合、事前に減免申請書を提出していただくことで、入館時の各人の証明書類の提示を簡素化するための取り扱いです。

【シルバー（70歳以上）の方】

年齢の確認出来る証明書の提示で、入館料の一部が免除となります。

1、減免申請書の提出

- ・ 減免申請書（別紙）を提出する事で、減免対象者の代表者1名分の『年齢確認できる証明書』の提示によりシルバーの方は入館料の一部が免除されます。
- ・ 減免申請書は入館日の前日までに写しを FAX していただき、原本を当日の受付時に提出して下さい。

【障害者の方】

以下の手帳（写しでも可）の提示で、手帳保持者と付添の方1名の入館料が全額免除となります。

- ① 身体障害者手帳
- ② 療育手帳
- ③ 精神障害者保健福祉手帳

1、減免申請書の提出

- ・ 減免申請書（別紙）を提出することで、減免対象者の代表者1名分の『手帳』の提示により入館料全額が免除されます。
- ・ 減免申請書は入館日の前日までに写しを FAX していただき、原本を当日の受付時に提出して下さい。

<共通>

減免申請書は、各施設毎に作成して提出してください。